

憲法・法律を身近なものに

香川県公立中学校教諭

はじめに

法規（憲法や法律など）は空気のようなものである。ふだんはあるのかないのかとくに意識をしていないが、私たち国民をそっと見守ってくれたり、戒めたりしてくれる欠くことのできないものである。そのような法規の意義について、中学生にとって腑に落ちる授業はできないものだろうか。日々の生活の中で出会うさまざまなできごとの中に社会的事象があり、社会的事象を追究していく活動から法規を守ることの大切さが習得できるような学習指導過程を組み立てたいと考えた。中学校3年生高橋和也くんの生活を例に、資料から法規の意義について習得させたい。

2 授業の計画

初めに、「法規がないと、私たちの生活はどうなるのだろう？」と考えさせる。その際、p.30～31の「マンションのルールづくり」の学習を想起させる。小さなマンションでさえ、さまざまな立場や考え方の人たちがいる。マンションの住民は十分に時間をかけ、話し合いによってルールづくりをした。私たちが社会生活を営んでいき、「持続可能なよりよい社会」をめざしていくためには、ルール（法規）が欠かせないからである。と同時にルー



「中学生の公民 初訂版」 p.31

ル（法規）を守る責任があることも思い起こさせたい。わが国の政府（国や地方公共団体）も法（憲法や法律など）というルールをつくっている。そして、法にもとづいて政治が行われている。法規には基本的人権の保障という大きな役割もある。

また、法規にはさまざまな種類があり、上位の法と下位の法があり、日本国憲法は国の最高法規である。

日本国憲法第98条第1項

「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」

資料Ⅰ 法の構成図



「中学生の公民 初訂版」 p.86①



「中学生の公民 初訂版」 p.86

地理

歴史

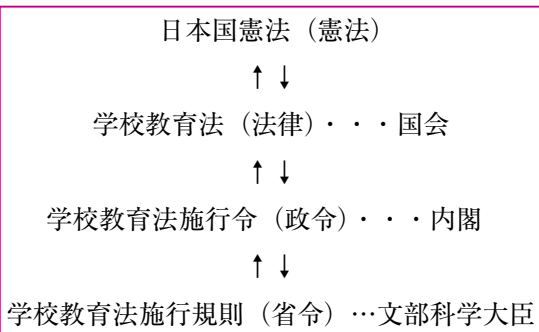
公民

地図

社会科

日常生活の中でも多くの法規がかかっている。中学校3年生高橋和也くんを例に、中学生の生活を「法規」というフィルターでのぞいてみるとどうなるのだろうか？「社会のワンシーンから」でも明らかなように、①「学校で教科書を用いて学習をすること」にも、日本国憲法や教育基本法、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律がかかっている。また、②「中学校で社会の授業を受けていることにはどのような法規がかかっているのだろうか？」と問うと、資料Ⅱで示されているように、憲法や法律、政令、省令がかかっている。つまり、中学生の生活にも多くの法規がかかっており、教育を受ける権利という大切な権利を保障しているのである。法規の階層性についてもふれ、憲法が最高法

資料Ⅱ



規であることや法律よりも下位にある政令や省令の存在にも気づかせたい。

次に、次ページの資料Ⅳを読ませ、中学生の1日を時系列で考えると、さらに多くの法規が関係していることに気づかせる。

資料Ⅲ



「中学生の公民 初訂版」 p.87④

3 判断力・表現力を高めるために

このように法規の意義と日常生活とのかかわりについて習得させたのち、法規にもとづいて考え、判断し、自分の意見を表現する場として、討論会を行った。中学生の日常生活の中で、「対立」と「合意」、「効率」と「公正」の4つの見方・考え方につながり、しかも、法とのかかわりがある課題はなんだろうか。

香川中学校3年生高橋和也くんの1日（法規との関係の中で）

- 7時30分 家を出発する。学校まで3km。和也は自転車を出発した。
 徒歩で通学する者は道路の右側を、自転車通学の者は左側を一列で通行する。
 →「**道路交通法**」第10条（歩行者の通行区分）、第17条第4項・第18条（左側通行）
 二人乗りや傘さし運転はしてはいけない。
 →「**道路交通法**」第55条第1項（定員外乗車）、第57条第2項（乗車の制限）、第70条（安全運転義務違反）など
- 7時50分 香川中学校に到着する。
- 8時 朝の会が始まる。学級担任の瀬戸先生が出欠の確認をし、出席簿に記入をする。
 →「**学校教育法施行令**」第19条、「**学校教育法施行規則**」第25条
- 8時5分 次に、瀬戸先生は健康観察をする。発熱の症状のある生徒を確認する。新型インフルエンザなど感染症の疑いがあるときはすみやかに校長先生に報告することになっている。
 →「**学校保健安全法**」第19条・20条
- 8時30分 和也は1校時、社会の授業を受ける。
 小中学生は授業料を納めなくてよいそうだ（国や地方公共団体は徴収しない）。
 →「**日本国憲法**」第26条第2項、「**教育基本法**」第5条
 中学校では、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術家庭、外国語の9教科（必修教科と選択教科）と学級活動や生徒会活動などの特別活動、「総合的な学習の時間」がある。
 →「**学校教育法**」第48条、「**学校教育法施行規則**」第72～79条、「**学習指導要領**」
 各教科の授業に用いられている教科書は国の検定を受けているものである。
 →「**学校教育法**」第49条
 各教科の教科書は無償である。
 →「**義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律**」第1条
 →「**教科書の発行に関する臨時措置法**」第6条、第9条など
 香川中学校には普通教室や特別教室、保健室、図書室、職員室、体育館、運動場等がある。
 →「**学校教育法施行規則**」第69条、「**中学校設置基準**」第8～10条
 「社会」の時間は3年生の場合、週に2.4時間で、公民的分野の学習を行っている。
 →「**学校教育法施行規則**」第72条・第73条、「**学習指導要領**」
 学級担任の瀬戸先生は今年の4月から先生になった若い先生だ。明日は研修のため〇〇センターへ出張することになっているそうだ。
 →「**教育公務員特例法**」第21条・第23条
- 12時20分～ 給食を食べる。瀬戸先生から衛生面に気をつけながら運搬や配膳をするよう指導をもらった。給食ではさまざまな食材が工夫され、調理されている。食を通して豊かな心を養ってほしいからだそうだ。
 →「**学校給食法**」第1・2条など、「**食育基本法**」前文など
- 13時～ 和也は昼休み、友人と図書室に行き本を借りることにする。→「**学校図書館法**」第4条など
 瀬戸先生は昼休みに事故がないように見回りをしたり、施設・設備の点検をしたりしている。
 →「**学校保健安全法**」第26～29条
- 13時20分～ 午後の授業が始まる。5校時は国語なのだが、今日は耳鼻科検診があるので、授業の途中から保健室へ移動する。
 →「**学校保健安全法**」第13条
- 15時15分～ 清掃の時間。和也は廊下の窓拭きをする。窓から身を乗り出して拭いていると、瀬戸先生から「危ない」と注意を受ける。→「**学校保健安全法**」第26～29条
- 15時35分～ 帰りの会が始まる。
- 16時～ 部活動が始まる。サッカー部の和也は友人と運動場へ急ぐ。
- 18時30分 下校する。和也は自転車で帰宅する。交差点では、信号をよく見て横断した。
 →「**道路交通法**」第7条（信号機の信号等に従う義務）
- 19時 家に到着。夕食後、部屋で今日1日のことを静かにふりかえってみた。そもそも、こうして日本のどこにいても一定水準の学校教育を受けられるのは、なぜなのだろう？
 →「**日本国憲法**」第26条

本校の出席番号は男子が先で女子が後の五十音順名簿である。しかし、同じ校区内の小学校では男女混合名簿を使用している。また、市内でも男女混合名簿を使用している中学校もある。両方を経験している生徒に男女共同参画社会基本法や〇〇市男女共同参画社会基本条例などの法規を背景にどちらの名簿が望ましいか考えさせた。以下におおまかな授業展開を示す。

本時の学習指導

(1) 目標

出席簿を男女混合にすることについて、賛成かどうかについて、級友の考えを聞いたり、話し合ったりする活動を通して、自分の考えを短文にまとめることができる。

(2) 準備物

ワークシート、資料

(3) 学習活動

- 1 教師の話をきっかけにして、「平等」の意味について考える。
- 2 「法の下での平等」について確認する。
- 3 教師の話から本時の学習課題と学習の流れについて確認する。
- 4 男女混合名簿と男女別名簿の長所・短所をまとめ、自分の最初の判断をワークシートに書くとともに、胸ポケットに「意見表明カード」をさす。

- (赤) これまで通り男子・女子の順にする
- (青) 男女混合にする
- (白) その他

- 5 4～5人の班（小グループ）になり、自分の意見を述べる。他の人の意見をよく聞き、ワークシートにメモをとる。

- 6 班長は班の意見をまとめ、発表する。他の班の意見をよく聞き、ワークシートにメモをとる。

- 7 最終の判断をワークシートに書くとともに、胸ポケットに「意見表明カード」をさす。

◇男女別名簿のままよいという生徒の意見
・男女の順は別に差別ではないし、差別につながりもしない。

・身体計測や内科検診のときは別の名簿が必要になる。

◇男女混合名簿にすべきという生徒の意見

・いつも女子が後だと女子の方が下という意識につながりやすい。

・身体計測や内科検診のときだけ別の名簿をつくるなどたいしたことではない。

4 おわりに

上記の討論会では、男女共同参画社会基本法の考え方を受けて、男女混合名簿を望む生徒が多いと予想していたが、女子が先のもも含めた男女別名簿を選択した生徒の方が多かった。名簿の上で男子が先だとしても、男女相互が相手を尊敬する気持ちを持つことの方が大切だという意見もあった。

討論の最初は意見の「対立」も見られたが、保健体育の授業や部活動、健康診断などの中で男女に分かれているという現実を踏まえた「効率」と男女平等な社会をめざすという「公正」という見方を両立させる「合意」に生徒たちは向かっていった。

出席簿の名簿順という生徒にとって身近な例から、国民をしばるための法規ではなく、自分たちが望む社会形成のための法規の意義を実感させることができたと考えている。